

もうすぐ年末、あなたの収入は扶養の範囲内？

税理士・ファイナンシャルプランナー 山下大輔

早いもので今年も残り3ヶ月となりました。個人に課税する所得税は1月から12月までの所得に対して課税されます。12月には年末調整が控えています。年末調整はサラリーマンの所得税を精算する手続きですが、配偶者控除や扶養控除を受けることができるか判断するのもこの時期です。これらの控除を受ける際によく耳にする103万円の壁とはそもそもどういうことなのでしょうか。

103万円の壁とは

所得税は文字通り所得にかかる税金です。所得は収入から必要経費を引いたものが所得です。パートなどの給与所得者は給与収入から一定の控除（給与所得控除）を差し引いて所得を計算します。年間で103万円の給与収入を得て他に所得がない場合、65万円の給与所得控除がありますので合計所得金額は38万円となります。基礎控除が38万円認められているので、基礎控除を控除するとその人の課税所得は0となり、所得税はかかりません。配偶者控除を受ける場合の所得要件は、配偶者の年間の合計所得金額が38万円以下となることが条件となります。扶養控除の所得要件も同様です。配偶者や扶養家族の給与収入が103万円を超えると合計所得金額が38万円を超えるため配偶者控除や扶養控除を受けることができなくなります。これがいわゆる103万円の壁です。

141万円の壁も

妻（または夫）の給与収入が103万円を超える場合、配偶者控除は受けられませんが、配偶者の所得金額に応じて、一定の金額の所得控除が受けられる場合があります。これを配偶者特別控除といいます。ただし本人の所得が1,000万円を超える場合には配偶者特別控除を受けることはできないので注意しましょう。

配偶者の給与収入が141万円以上の場合、配偶者特別控除も受けることができなくなります。給与収入141万円から給与所得控除65万円を控除すると給与所得は76万円となります。表からもわかるように配偶者の合計所得金額が76万円の場合、控除額は0となります。

所得税と住民税の違い

住民税の場合、給与所得控除は同じですが、基礎控除が33万円ですので給与収入が103万円でも住民税は課税されます。給与収入が98万円の場合、給与所得控除の65万

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2010 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

円と基礎控除の33万円を控除すると課税所得は0となりますので住民税はかからないこととなります。東京23区では給与収入が100万円以下で他に所得がない場合、住民税はかからないとしています。地域により課税されるか否かの線引きが若干異なるためお住まいの市区町村にご確認されることをお勧めします。

配偶者控除の所得要件は所得税と同様に妻（または夫）の給与収入が103万円以下であれば住民税でも配偶者控除を受けることができます。住民税の配偶者控除額は33万円です。

給与所得者と個人事業者の違いに注意

パートなどの給与所得者は給与所得控除があるため、給与収入が103万円でも給与所得は38万円となります。個人事業を行っている人の場合、給与所得者ではありませんので、収入から実際の経費を引いた金額が所得となります。この所得金額を基準に合計所得金額が38万円以下かどうかで判断しますので、個人事業の収入が103万円だからといって給与所得者と同様に配偶者控除や扶養控除が受けられるわけではないので注意しましょう。

表 配偶者特別控除の控除額

配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除の控除額
38万円を超え40万円未満	38万円
40万円以上45万円未満	36万円
45万円以上50万円未満	31万円
50万円以上55万円未満	26万円
55万円以上60万円未満	21万円
60万円以上65万円未満	16万円
65万円以上70万円未満	11万円
70万円以上75万円未満	6万円
75万円以上76万円未満	3万円
76万円以上	0円